

議案第8号

佐倉市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年6月3日提出

佐倉市長 西田三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐倉市立保育園の設置及び管理に関する条例（昭和62年佐倉市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表佐倉市立南志津保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。